

第3章 3つの視点と6つの推進プラン・主要事業

自らの意思で様々な社会活動に参加したり、地域で自分らしく生きるということは誰でも願うことです。しかし、障害のある人にとって、地域で自立した生活を送ることには、様々なバリアがあり、自分らしく生きることが難しいという現状があります。

このような状況から、障害者が安心して地域で暮らせる社会の実現をめざし、障害者自立支援法が施行されました。

障害者自立支援法がめざす地域生活の実現には、行政の行う基盤整備やサービス提

区は、これまでも障害者団体やサービス事業者など関係機関と連携して、障害当事者と家族が望む地域生活をめざし、必要な施策を行ってきました。

障害者（児）が、障害があっても自分らしく生き、地域生活を送ることができるようにするためには、まず、相談支援体制を確立し、住まいの場の確保と共に障害福祉サービス、日中活動の場の充実が欠かせません。

また、多くの障害者が「働きたい」「地域活動に参加してみたい」という希望を持っています。これらの希望を実現するためには、健康状態などに合わせて一人ひとりの能力を発揮できる場の確保と様々な支援が必要です。

さらに、区は、区民参加を基本として地域や職場における「こころのバリアフリー」の実現に向けて、啓発活動など障害に対する理解を進めることに努力していかねばなりません。

本計画は、これらの状況を踏まえ次の3つの視点をもとに、6つの推進プランを柱として目標達成にむけた確保策を推進していきます。